

# 穴水町イノシシ被害防止対策檻購入事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、穴水町補助金交付規則(平成9年規則第9号。以下「規則」という。)第3条第1項の規定に基づき、穴水町イノシシ農作物被害防止対策檻購入事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の目的)

第2条 町は、イノシシによる農作物被害を防止するため、イノシシの捕獲に必要な檻を購入する集落に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、穴水町内の集落(わな猟免許証の所持者がいる集落)とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助事業の対象経費は、穴水町内に設置するイノシシ用捕獲檻の購入に係る経費とする。

## (補助金額)

第5条 補助金額の額は、イノシシ用捕獲檻の購入に要する経費の2分の1以内で、5万円(千円未満切捨て)を限度額とする。ただし、補助金の交付対象は、1集落につき、次のとおりとする。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 集落でわな猟免許証の所持者1人の場合   | 1基 |
| (2) 集落でわな猟免許証の所持者2人以上の場合 | 2基 |

## (補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が事業の補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) カタログ又は設計図面
- (3) わな猟免許証の写し

## (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定をし別記第2号様式により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、第8条とは別に交付の条件を付することがある。

## (補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、この補助金に係る交付要綱等を遵守しなければならない。

2 補助対象者が補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した

条件、交付要綱若しくはこれに基づく町の处分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した時は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記第3号様式)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 購入した檻の写真

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときはこれを審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書(別記第4号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、補助金の額が確定した後、補助金請求書(別記第5号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金請求書を受理したときは、当該請求に係る書類の審査等を行い、適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部の返還を命じることがある。

(1) 規則若しくはこの要綱又は補助条件に違反したとき

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金を受けたとき

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。